

---

第3回 江府町議会定例会会議録（第3日）

平成27年3月23日（月曜日）

---

議事日程

平成27年3月23日 午前10時開議

- 日程第1 議案第7号 江府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第8号 江府町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第9号 江府町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 江府町道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 江府町庁舎建設基金条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 江府町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 江府町特別職等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 江府町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第12 議案第18号 江府町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 江府町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第20号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第21号 江府町消防団条例の一部改正について

- 日程第16 議案第22号 江府町情報公開条例の一部改正について
- 日程第17 議案第23号 江府町行政手続条例の一部改正について
- 日程第18 議案第24号 江府町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第19 議案第25号 江府町特別導入事業基金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第26号 江府町立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第27号 江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第28号 江府町介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第29号 江府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第30号 江府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第31号 江府町公共施設等建設基金条例の一部改正について
- 日程第26 議案第32号 江府町地域の元気臨時交付金基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第27 議案第33号 旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第34号 江府町道の駅に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第35号 江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第36号 江府町江尾地区地域活性化施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第37号 江府町特産品等流通販売施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第39号 江府町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第33 議案第57号 平成26年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第34 議案第58号 平成26年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）
- 日程第35 議案第59号 平成26年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第36 議案第60号 平成26年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第61号 平成26年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第5号）

- 日程第38 議案第62号 平成26年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第39 議案第63号 平成26年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第40 議案第64号 平成26年度鳥取県日野郡江府町林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第41 議案第65号 平成26年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 人権擁護委員候補者の意見具申について  
（追加提出議案）
- 日程第43 議案第66号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第44 議案第67号 江府町介護老人保健施設あやめの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第45 議案第68号 江府町介護老人保健施設あやめの指定管理者指定について
- 日程第46 議案第69号 平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第47 委員長報告 1. 江府町議会予算特別委員会審議報告  
（1）一般会計予算特別委員会（付託審議 議案第40号）  
（2）特別会計予算特別委員会付託審議 議案第41号から  
議案第55号まで15件
- 日程第48 委員長報告（陳情処理報告）  
陳情第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める陳情書  
（総務経済常任委員会）  
陳情第2号 集団的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める陳情書  
（総務経済常任委員会）
- 日程第49 発議第1号 江府町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 議員派遣の件について
- 日程第51 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

出席議員（10名）

1 番 三 好 晋 也      2 番 竹 茂 幹 根      3 番 三 輪 英 男

4番 川上 富夫      5番 上原 二郎      6番 越 峠 恵美子  
7番 長岡 邦一      8番 田中 幹啓      9番 川端 雄勇  
10番 森田 智

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 加藤 泉

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	竹内 敏朗	副町長 .....	白石 祐治
教育長 .....	加藤 泰巨	総務課長 .....	瀬島 明正
総務課長参事 .....	奥田 慎也	企画財政課長 .....	池田 健一
奥大山まちづくり推進課長	矢下 慎二	住民課長 .....	山川 浩市
福祉保健課長 .....	川上 良文	建設課長 .....	梅林 茂樹
農林課長 .....	下垣 吉正	奥大山スキー場管理課長	川上 豊
会計管理者 .....	森田 哲也	教育振興課長 .....	篠田 寛子
社会教育課長 .....	石原 由美子		

---

午前10時00分開議

○議長（川上 富夫君） 本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより平成27年第3回江府町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

これから議案等に対する質疑を行います。

本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明は終わっております。

よって、一括議題としますが、質疑、討論、採決の進行は、一議案ごとに処理進行いたします。

日程第1 議案第7号 から 日程第41 議案第65号

○議長（川上 富夫君） 日程第1、議案第7号、江府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第41、議案第65号、平成26年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）まで、以上41議案を一括議題とします。

これから議案等に対する質疑を行います。

日程第1、議案第7号、江府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の制定について。

議案第7号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第7号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第8号、江府町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定について。

議案第8号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第8号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3、議案第 9 号、江府町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について。

議案第 9 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 9 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4、議案第 10 号、江府町道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

議案第 10 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 10 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5、議案第 11 号、江府町庁舎建設基金条例の制定について。

議案第 11 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第11号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第12号、江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について。

議案第12号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第12号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第13号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議案第13号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第13号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第14号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

議案第14号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第14号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第15号、江府町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について。

議案第15号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第15号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。



た。

日程第10、議案第16号、江府町特別職等の給与の特例に関する条例の一部改正について。  
議案第16号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第16号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第17号、江府町議会委員会条例の一部改正について。  
議案第17号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第17号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第18号、江府町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

議案第18号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第18号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第19号、江府町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について。

議案第19号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第19号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第20号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第20号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第20号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第21号、江府町消防団条例の一部改正について。

議案第21号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第21号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第22号、江府町情報公開条例の一部改正について。

議案第22号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第22号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第23号、江府町行政手続条例の一部改正について。

議案第23号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第23号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第24号、江府町災害対策本部条例の一部改正について。

議案第24号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第24号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第25号、江府町特別導入事業基金条例の一部改正について。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第25号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第26号、江府町立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第26号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第26号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第23、議案第29号、江府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について。すいません。飛びました。もとへ。

日程第21、議案第27号、江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第27号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第27号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第 2 2、議案第 2 8 号、江府町介護保険条例の一部改正について。

議案第 2 8 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 2 8 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 3、議案第 2 9 号、江府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について。

議案第 2 9 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 2 9 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 4、議案第 3 0 号、江府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について。

議案第 3 0 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第25、議案第31号、江府町公共施設等建設基金条例の一部改正について。

議案第31号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第31号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第26、議案第32号、江府町地域の元気臨時交付金基金条例を廃止する条例の制定について。

議案第32号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 2 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 7、議案第 3 3 号、旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定について。

議案第 3 3 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 8、議案第 3 4 号、江府町道の駅に係る指定管理者の指定について。

議案第 3 4 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 4 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 9、議案第 3 5 号、江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者の指定について。



議案第 35 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 35 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 30、議案第 36 号、江府町江尾地区地域活性化施設に係る指定管理者の指定について。本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第百十七条の規定により、三輪英男君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩をいたします。

〔三輪英男君、退場〕

再開します。

議案第 36 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 36 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

〔三輪英男君、入場〕

再開します。

日程第 3 1、議案第 3 7号、江府町特産品等流通販売施設に係る指定管理者の指定について。  
議案第 3 7号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 7号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 2、議案第 3 9号、江府町過疎地域自立促進計画の変更について。

議案第 3 9号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 9号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 3、議案第 5 7号、平成 2 6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5号）。

議案第 5 7号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第57号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第34、議案第58号、平成26年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）。

議案第58号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第58号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第35、議案第59号、平成26年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）。

議案第59号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第59号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第36、議案第60号、平成26年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

議案第60号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第60号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第37、議案第61号、平成26年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第5号）。

議案第61号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第61号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 8、議案第 6 2 号、平成 2 6 年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）。

議案第 6 2 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 6 2 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 9、議案第 6 3 号、平成 2 6 年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）。

議案第 6 3 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 6 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 0、議案第 6 4 号、平成 2 6 年度鳥取県日野郡江府町林業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）。

議案第 6 4 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第64号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第41、議案第65号、平成26年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第65号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第65号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第42 人権擁護委員候補者の意見具申について

○議長（川上 富夫君） 日程第42、人権擁護委員候補者の意見具申についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、江府町から本職に文章により要請のあった人権擁護委員候補者の推薦については、候補者村上成人氏について、人権擁護委員法第六条第三項の規定に基づき、議会の意見を求められたものであります。なお、その任期は三年であります。

おはかりいたします。

本件候補者、村上成人氏に対する当議会の意見は、適格者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、適格者と認めることに決しました。

直ちに所要の手続きをいたします。

---

○議長（川上 富夫君） これより、追加提出議案です。

日程第 4 3 議案第 6 6 号 から 日程第 4 6 議案第 6 9 号

○議長（川上 富夫君） 日程第 4 3、議案第 6 6 号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第 4 6、議案第 6 9 号、平成 2 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 1 2 号）まで、四議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 本定例会に追加して提出いたしております要旨の大要につきましてご説明を申し上げます。

議案第 6 6 号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。本案は、昨年 8 月の人事院勧告による給与の総合的見直しに伴い、江府町職員の行政職給与表の改正を行うものであります。地方自治法 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第 6 7 号、江府町介護老人保健施設あやめの設置及び管理に関する条例の一部改正について。本案は、江府町介護老人保健施設あやめの指定管理者が、負担金として毎年度払う金額を減額することができる規定を追加するものであり、地方自治法 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第 6 8 号、江府町介護老人保健施設あやめの指定管理者指定について。本案は、江府町介護老人保健施設あやめの適切な管理運営を図るため、社会福祉法人尚仁福祉会指定管理者として指定するものあります。地方自治法 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第 6 9 号、平成 2 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 1 2 号）。本案は、平

成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,947,776千円といたすものであります。

補正いたします主な内容は、歳出につきましては、土木費10,200千円の増額。予備費5,200千円の減額。歳入につきましては、県支出金5,000千円の増額。以上により補正予算を編成いたしましたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたしますものであります。なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明させますので、お聞き取りの上、ご審議、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 主管課長より議案の詳細説明を求めます。

○総務課長（瀬島 明正君） 失礼いたします。議案第66号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の方をご覧くださいませ。1枚おはぐりくださいませ。本案は、昨年8月の人事院勧告でございました給与制度の総合的見直しに伴いまして、一般職職員の給与について給料表の引き下げの改定を行うものでございます。改正条例案でございますが右側に改正前、左側に改正後で別表第1行政職給料表の改正をいたすものでございます。行政職給料表のそれぞれにつきましては別添1の改正前の給料表が2ページから6ページまで、別添2に改正後の給料表が7ページから11ページまでとなっておりますのでご覧いただければと思います。引き下げ幅でございますけども、平均で2%でございますが、1級のすべての別俸並びに2級の全号棒につきましては、引き下げ無し。一方3級以上につきましては、最大3%程度の引き下げとなっておりますのでございます。

附則といたしまして、施行を平成27年4月1日から施行いたすものでございます。また、附則の段に2項といたしまして、経過措置といたしまして、3年間の減給補償をいたすものでございます。以上、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 川上福祉保健課長。

○福祉保健課長（川上 良文君） 議案第67号、江府町介護老人保健施設あやめの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください。第8条の負担金にただし町長が認める場合は、その金額を減額することが出来ると規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第68号、江府町介護老人保健施設あやめの指定管理者指定について。ご説明を申し上げます。1枚おはぐりください。江府町介護老人保健施設あやめの指定管理者を次の



ように指定する。1. 施設の名称、江府町介護老人保健施設あやめ、2. 施設の所在地、日野郡江府町大字武庫472番地、3. 指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人尚仁福祉会理事長佐々木満、4. 指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田 健一君） 議案第69号、平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）についてご説明を申し上げます。本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円追加し、3,947,776千円といたすものでございます。1枚おはぐりください。第1表歳入歳出補正予算の歳入につきましてご説明を申し上げます。款の75番、県支出金5,000千円の増額でございます。県道国道などの除雪に係ります県からの委託金となっております。

続きまして、1枚おはぐりいただきまして、2ページをご覧ください。款の40番、土木費10,200千円の増額でございます。除雪に係ります経費の増となっております。90番、予備費につきましては、5,200千円の減額で財源調整をするものでございます。以下、事項別明細書を添付しております。ご覧をいただきたいと思っております。ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（川上 富夫君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

質疑、討論、採決の進行は、一議案ごとに処理進行いたします。

日程第43、議案第66号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第66号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第66号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に日程第44、議案第67号、江府町介護老人保健施設あやめの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第67号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第67号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第45、議案第68号、江府町介護老人保健施設あやめの指定管理者指定について。

議案第68号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第68号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第46、議案第69号、平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）。

議案第69号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第69号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第47 委員長報告

○議長（川上 富夫君） 会期中の議案の審議を付託した各予算特別委員会から、本日議長へ16件の報告書が提出され、これを受理いたしました。

日程第47、江府町議会予算特別委員会審議報告。一般会計予算特別委員会、付託審議、議案第40号、特別会計予算特別委員会、付託審議、議案第41号から議案第55号まで15件を議題とします。

各委員会から、順次報告書の説明を求めます。

最初に一般会計予算特別委員会委員長、越峠恵美子議員。

○議員（6番 越峠 恵美子君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 越峠恵美子議員。

○江府町一般会計予算特別委員会委員長（越峠 恵美子君）

---

#### 報 告 書

1. 事 件 名 (1) 平成27年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
2. 事件の内容 予算審議
3. 審議の経過 平成27年3月6日、第3回江府町議会定例会（第1日）において付託された上記予算について、平成27年3月10日、11日、12日、13日委員会を開催して審議した。
4. 決定及びその理由 本件について認定する。
5. 少数意見の留保 な し

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

平成27年3月23日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

一般会計予算特別委員会参考意見

平成27年度江府町一般会計予算は、32億円で平成26年度予算額に対し（前年対比91.5%）、金額にして2億9,700万円減となっている。道の駅整備事業、給食センター移転事業や中学校解体事業が終わり、また地域の元気臨時交付金基金事業の終了等が予算減の要因に挙げられる。従って、財政健全化を見据えた緊縮型予算である。重点施策としては、三町衛生施設組合汚泥再生処理センター（清化園）の建設事業や、小学校改修事業などが挙げられる。新たに、庁舎建設基金が設置され、庁舎移転計画が本格的にスタートする。

企画財政課

- (1) ふるさと納税で高額の寄付をされた方への記念品等、更なる工夫を望む。

総務課

- (1) 映像で町内情報を住民に流す情報通信技術（光ボックス）の導入については、有利な補助金等が確保できれば、補正予算で対応するよう検討されているが、それと並行して、まず本町のホームページの内容を改善し、情報発信力を高めるべきである。
- (2) 全国消防操法大会において、優勝2回、準優勝と輝かしい成績を収められた消防の町をアピールするため、モニュメント等で顕彰することを検討されたい。
- (3) 消防無線の移動系デジタル化が必要であり、中継局等が必要となるため、調査を実施されるが、災害に備えて万全を期して欲しい。

教育委員会

- (1) 防災情報センターのセキュリティーをしっかりと欲しい。
- (2) 児童館の改修が早期に実施できるよう、国や各関係機関にしっかりと要望されたい。
- (3) 小学校のプールがかなり老朽化しており、安全面を考慮し、早期の改修が望まれる。
- (4) 今年の成人式案内の不手際を反省し、再発防止に努力されたい。
- (5) 十七夜物語発刊に合わせて民俗資料館の整備、開館を望む。
- (6) 小学校ランチルーム校舎の屋根は築20年が経過し、老朽化のため本年度改修予定であるが、工事中は児童生徒等の安全に配慮されたい。

奥大山まちづくり推進課

- (1) 大阪梅田行き的高速バスは、江府インターに止まらず、大山パーキングからの乗降となる。これを江府インターで乗降できるように、要望されたい。あわせて町営バスのフリーストップを検討されたい。
- (2) 地域おこし支援事業費は前年より2,100万円増の5,700万円である。地域おこし協力隊は、引き続きの6人と新たに農業公社に2名、道の駅1名を合わせた9人であり、若者定住も4人の予定である。NPO法人の立ち上げ等具体的な活動も見えてきた。今後の活躍に期待したい。

#### 奥大山スキー場管理課

- (1) 冬期間の雇用の場として、奥大山のスキー場は重要であるので、引き続き安全管理には万全を期して欲しい。

#### 建設課

- (1) 地籍調査については、現在調査中の3地区に加え、新規に下安井(山林)、洲河崎、新道、荒田(日野町境)を計画、今後も集落の希望を調査し、実施されたい。
- (2) 平成27年から3年計画で、汚泥再生処理センター(清化園)が建設される。これにより三町衛生施設組合負担金が激増し、本年度は1億2,600万円の予定である。より良い施設建設となるよう業者と連携して努力されたい。

#### 福祉保健課

- (1) 県補助事業により、買い物福祉サービス支援を925万円であいきょうに委託する。町内独居及び65歳以上の高齢者だけの世帯547人を対象に、月1回の見守りを実施する予定である。内3分の2はひまわり号に買い物に来られ、残り3分の1はあいきょうが訪問する。社会福祉協議会の地域の見守り、ヘルパーの買い物援助等との連携を図りながら、きめ細やかな対応が望まれる。

#### 農林課

- (1) 「道の駅」オープンに合わせた、「みちくさ」の改修、春のグランドオープンに期待したい。
- (2) 農業公社は、経営的には大変厳しい内容であるものの、江府町の農業農家を守る重責もあるので今後とも努力を望みたい。

.....

以上です。

○議長(川上 富夫君) ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

付託議案1件、江府町一般会計予算特別委員会は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、江府町特別会計予算特別委員会委員長、田中幹啓議員。

○議員（8番 田中 幹啓君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 田中議員。

○江府町特別会計予算特別委員会委員長（田中 幹啓君）

.....  
報 告 書

1、事件名

- (1) 平成27年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- (2) 平成27年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- (3) 平成27年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- (4) 平成27年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算
- (5) 平成27年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）予算
- (6) 平成27年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- (7) 平成27年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- (8) 平成27年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- (9) 平成27年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計予算
- (10) 平成27年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計予算
- (11) 平成27年度鳥取県日野郡江府町林業集落排水事業特別会計予算
- (12) 平成27年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

- (13) 平成 27 年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- (14) 平成 27 年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- (15) 平成 27 年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算

2、事件の内容 予算審議

3、審議の経過 平成 27 年 3 月 6 日、第 3 回江府町議会定例会（第 1 日）において付託された前記 15 件の予算について、平成 27 年 3 月 13 日、16 日委員会を開催して審議した。

4、決定及びその理由 いずれの事件についても認定する。

5、少数意見の留保 なし。

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

平成 27 年 3 月 23 日

江府町議会特別会計予算特別委員会

委員長 田中 幹啓

江府町議会議長 川上 富夫様

.....

特別会計予算特別委員会参考意見

1、国民健康保険特別会計（施設勘定）

- ①診療所の経営については、医科の業績は順調に推移しているが、歯科については経営改善に向け努力されたい。
- ②電子カルテシステムの導入により、窓口事務の効率化を図るとともに、医師の負担軽減に努められたい。
- ③総合健康福祉センターについて、老朽化による一部改修のための年次計画及び予算の見積もり等に関しては、早急に検討されたい。

2、介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

- ①認知症の町内患者数は、255人と軽度認知障害者80人を加えると335人と65歳以上の人口1,350人の実に24.5%になってる。早急に認知症予防対策に努力されたい。
- ②第6期介護保険事業計画と保険料見直しを被保険者等に周知徹底されたい。さらに健全なる事業展開を進められたい。
- ③介護予防特定高齢者事業の積極的推進と小規模施設への支援のあり方等検討されたい。

3、後期高齢者医療特別会計

①町内の後期高齢者対象者は、876人で全人口の28%にもなり、医療費が今後益々増加する傾向にある。認知症対策と並行してしっかりと対策を講じられたい。

#### 4、索道事業特別会計

①第1リフトの新築の実現に向け、積立金方式で資金を確保し、その間、関連施設の改修計画を立て事故等が起きないように万全の対策を講じられたい。

#### 5、簡易水道事業特別会計

集落管理している西成地区水道を新たに、吉原簡易水道の区域に編入することによって、安全安心の水道水が確保できる。この工事を速やかに実施されるよう努められたい。

#### 6、特定環境保全公共下水道事業特別会計

①農業集落排水の事業の川筋地区との統合に向け、継続することのメリットを最大限に活かし、コストの軽減に努められたい。

.....  
以上でございます。

○議長（川上 富夫君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本委員会の付託議案15件は、いずれも原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり決しました。

.....  
日程第48 委員長報告（陳情処理報告）

○議長（川上 富夫君） 続きまして、日程第48、会期中に審査を付託した陳情等の委員会の審査報告を求めます。

会期中に審査に係る報告。



総務経済常任委員長、6番、越峠恵美子議員。

- 議員（6番、越峠 恵美子君） 議長。
- 議長（川上 富夫君） 越峠議員。
- 総務経済常任委員会委員長（越峠 恵美子君）

---

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、継続審査とすべきもの

- (1) 件 名 (陳情第1号) 治安維持法犠牲者国家賠償法の制度を求める陳情書
- (2) 理 由 この陳情において、「治安維持法」自体の知識を持ち合わせておらず、適切に判断するため、調査に時間をかけたが、継続審査とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成27年 3月23日

総務経済常任委員会委員長 越峠 恵美子

江府町議会議長 川上 富夫 様

---

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、継続審査とすべきもの

- (1) 件 名 (陳情第2号) 集団的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める陳情書
- (2) 理 由 集団的自衛権行使容認については、昨年閣議決定されたが、これを実行可能とするための関連法案が、国会に提出される予定になっているので、今後の国会の審議状況見極め、判断したいので継続審査とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成27年 3月23日

総務経済常任委員会委員長 越峠 恵美子

江府町議会議長 川上 富夫 様

---

以上でございます。

- 議長（川上 富夫君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号、治安維持法犠牲者国家賠償法の制度を求める陳情書について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして陳情第2号、集団的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める陳情書について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### 日程第49 発議第1号

○議長（川上 富夫君） 日程第49、発議第1号、江府町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。上原 二郎君。

○議員（5番 上原 二郎君）

.....  
発議第1号

平成27年3月23日

江府町議会議長 川上 富夫様

提出者 江府町議会議員 上 原 二 郎

賛成者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

賛成者 江府町議会議員 田 中 幹 啓

江府町議会の議員の政治倫理条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江府町議会会議規則第14条の規定により提出します。

(提出の理由)

政治倫理審査会から審査請求に対し、議会で解決すべき事項については議会で解決するよう、再三にわたり指摘されたため、以下に改正前改正後の表が載っております。調査請求権第6条の中で改正前が100分の1を改正後に50分の1、それから第2項に但し書き、但し以下の各号に該当するときは、議員の5分の1の同意を必要とする。

①実質的に同一の内容が、審査会にはかられていた場合。

②議会の自立権にゆだねるべきものと認められる場合。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

.....  
以上です。

○議長(川上 富夫君) 発議第1号の質疑を行います。

質疑、分かんならんところですか。質疑です。はい。

2番竹茂議員。

○議員(2番 竹茂 幹根君) 先程の提案理由の中で、政治倫理審査会から審査請求に対し、議会で解決すべき事柄については、議会で解決するよう再三にわたり指摘されたために、条例の100分の1を50分の1にされる案でしたけどいかがですか。再三の、結局この提案理由はそういう議会ですべきが、審議して解決すべき問題が出されておったから、出す、100分の1を50分の1にするという目的は、結局そういう内容が出るから100分の1を50分の1にされるという目的でやられていますか。

○議長(川上 富夫君) 政治倫理についてですか。はい、その説明を求めます。はい、上原議員。

○議員(上原 二郎君) 今、竹茂議員からの、議会で解決する事項については、再三の指摘されたためという内容ということのようですが、100分の1で今までやりましたが、法的根拠実はありません。色々作業部会で検討した結果、直接請求権でというのが決められとりまして、

これは法的に言えば、有権者の50分の1ということであり、作業委員会のほうでは50分の1ということで、やろうということで50分の1にしております。また、もう一方の実質的に同一の内容は、審査会にはかられていた場合においては、一事不再理ということで同じ項目については、1回審査しておれば、2回目はないというのは法的に言えば、法律に規定していなくても、当然の環境ということで、それはそういうことです。ということなので、われわれとしては、はっきりと情報を入れた方がいいだろうということで、今回ここにいたっています。それから、議会の自立権にゆだねるべきものと認められる場合というのは、要するに議会で独自で自分たちで判断して、やるというのが自立権であります。それにゆだねるべき内容というのがあった場合には、いちいち倫理審査会に請求しないで、自分たちで解決しなさいということを経三にわたって言われておりますので、それをそこに入れたとそういうことでもあります。以上です。

○議長（川上 富夫君） 質疑等は終わります。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第50 議員派遣の件について

○議長（川上 富夫君） 続きまして、議長発議として日程第50、議員派遣の件についてをおはかりいたします。

江府町議会会議規則第127条第1項に係る議員派遣1件について、お手元に配付のとおり行いたい、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、1件の議員派遣を行うことに決しました。

---

#### 日程第51 閉会中の継続調査について

○議長（川上 富夫君） 日程第 5 1、閉会中継続調査についてをおはかりいたします。

議会運営委員会から議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等議会運営に関する事項につき、閉会中継続調査申し出があり、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに決しました。

---

○議長（川上 富夫君） おはかりいたします。本定例会の会期に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会とすることに決定いたします。

以上をもって平成 2 7 年第 3 回江府町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦勞様でした。

午前 1 1 時 1 2 分閉会

---